

2020年1月22日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK交響楽団（N響）のHPサーバーの障害の原因等について」として、NHK交響楽団のホームページのサーバメンテナンスが2019年8月24日に開始されて以降、12月5日になっても終了せず、簡易表示となっていることに関し、「①障害の理由、②状況の説明をいつHP等で表明、説明するのか、③復旧する日はいつになるのか、④サーバーは誰が管理しているのか（子会社か外部専門業者）かの確認」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、グループ全体の情報セキュリティ管理を担当する部局が作成した文書を求めに係る文書と特定したが、いずれの記載内容も、NHKの事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあることに加え、NHK内の協議に関する情報であって、開示することにより、協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、また、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあることに加え、施設・設備の配置に関する情報であって開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号、2号、4号および5号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、求めの①、②、③、④をいずれも含んでいるうえ、「①障害の理由」は規程第8条1項1号、4号および5号に該当するため、「②状況の説明をいつHP等で表明、説明するのか」および「③復旧する日はいつになるのか」は規程第8条1項2号および5号に該当するため、「④サーバーは誰が管理しているのか（子会社か外部専門業者）かの確認」は規程第8条1項4号および5号に該当するため、いずれも開示することができない。

なお、当該HPは2020年1月20日より公演情報、放送予定の詳細を閲覧できる形で更新された。

3 審議委員会の判断

NHK情報公開規程第8条1項5号は「施設の配置に関する情報その他開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるもの」、また同4号は「NHK以外の法人等に関する情報であって、開示することにより権利・競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるもの」を開示の例外としている。再検討の求めの文書は、いずれも情報セキュリティ管理の問題に係るものであり、規程第8条1項5号および4号に該当すると認められ、その余については判断するまでもなく、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年1月22日（第273回審議委員会）

第809号諮問、審議、答申